（二）　第二次試験

試験地	試験場所
北海道	ｄｅ　ＡＵＮＥ　さっぽろ 札幌市東区北六条東四の一の七
東京都	拓殖大学　文京キャンパス 文京区小日向三の四の十四
愛知県	中京大学　名古屋キャンパス 名古屋市昭和区八事本町一〇一の二
大阪府	大阪南ＹＭＣＡ 大阪市天王寺区南河堀町九の五十二
福岡県	パピヨン２４ 福岡市博多区千代一の十七の一

五　受験申込みの受付期間　通常受験者及び第一次試験免除希望者共に、令和七年七月一日（火）から同年八月三十一日（日）まで

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

一般財団法人日本産業協会　東京都千代田区内神田二の十一の一

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、ウェブサイトを通じた申請にて申し込むこと。

（二）　受験申請には、写真（受験申請の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもの。ファイル形式はＪＰＧ形式、ファイルサイズの上限は５ＭＢ）を提出すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、別途、郵送で消費生活アドバイザー受験サポートセンターへ必要書類を提出すること。

（四）　所定の受験手数料（通常受験（税込一万六千五百円）、第一次試験免除（税込一万三千二百円））は一般財団法人日本産業協会が指定する方法により納付すること。

（五）　受験申込みは、申込期間中に行うこと。

（六）　受験要項は、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百四十円分切手貼付）を同封して、一般財団法人日本産業協会宛てに申し込むこと。

（七）　受験要項の頒布期間は、令和七年四月二十八日（月）から同年八月二十九日（金）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　消費生活アドバイザー受験サポートセンター

電話番号　〇三―五二〇九―〇五五三

一〇一―〇〇二二　東京都千代田区神田練塀町三　ＡＫＳビル六階

（二）　一般財団法人日本産業協会

電話番号　〇三―三二五六―七七三一

一〇一―〇〇四七　東京都千代田区内神田二の十一の一

九　資格の付与及び資格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、合格証を交付する。また、第二次試験合格後に登録管理手数料（税込一万一千円）を納付し登録申請を行った者に対し、消費生活アドバイザー資格を付与し、資格を証明する資格証を交付する（当該資格証には、消費生活相談員資格についても記載する。）。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事由により試験を中止する場合、その旨を、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトに掲載するとともに、受験申込時に登録された電子メールアドレスに電子メールを送付する方法により通知する。

第二　独立行政法人国民生活センターにおいて実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二五年度消費生活相談員資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
令和７年10月18日（土）	十時三十分から十二時三十分まで	マークシート式試験
	十三時三十分から十五時まで	論文試験

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和７年12月13日（土）（川崎、大阪及び福岡） 令和７年12月14日（日）（仙台及び名古屋）	十時から十七時までのうち指定する時間（十分から十五分程度）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の五月一日時点で施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　「論文試験」及び「面接試験」は、（三）の試験科目について出題する。

（注三）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
秋田県	秋田アトリオン 秋田市中通二の三の八
栃木県	栃木県総合文化センター 宇都宮市本町一の八
埼玉県	さいたま共済会館 さいたま市浦和区岸町七の五の十四